

子ども未来局

【 代 表 課 】

子育て企画課 048 - 829 - 1909 (直通電話番号)

(各事業のお問い合わせ先がご不明の場合には、上記代表課にてご確認ください。)

担当局 子ども未来局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3
1	(歳入)母子生活支援施設入所者負担金		133			1								1	母子生活支援施設入所後の保護に要する費用を児童福祉法第56条第2項の規定により、入所者から徴収する負担金である。 (収入未済理由)入所者の退所等により徴収することができない等の理由により収入未済となったものである。	これまで入所者の退所等により徴収することができない等の理由による負担金未納者に対して電話や家庭訪問等により督促を行っているが、引き続き、未納者に対する督促を強化し、収入未済の解消に努めていく。				1				子育て支援課	ク-1	
2	(歳入)行政財産使用料		4			1								1	児童養護施設及び母子生活支援施設の敷地内にある電柱の使用料である。 (使用料)さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条で使用料が定められている。	今後も、さいたま市行政財産の使用料に関する条例に基づき、適正に行政財産使用料(電柱)の徴収に努めていく。				1				子育て支援課	カ-3	
3	(歳入)児童扶養手当等返納金		991			1								1	所得更正や事実婚、公的年金受給等により過去に遡って児童扶養手当等の支給要件に該当しなくなり、手当の過払いが生じた者からの返納金である。	分納であっても一定期間返納がない者については、訪問等による督促を行っていくほか、悪質な滞納者や返納の意思が見られない者については、法的措置も視野に徴収を行っていく。				1				子育て支援課	オ-1	
4	(歳入)母子福祉資金貸付金元利収入		28,984			1								2	母子福祉資金貸付金の貸付者のうち、貸付期間が経過し、償還開始となった者(連帯借受人、連帯保証人含む)からの償還金である。	一定期間納付がない者については、訪問等による督促や連帯保証人への請求を行っていくほか、悪質な滞納者や償還の意思が見られない者については、法的措置も視野に徴収を行っていく。				1				子育て支援課	オ-1	
5	(歳入)寡婦福祉資金貸付金元利収入		762			1								2	寡婦福祉資金貸付金の貸付者のうち、貸付期間が経過し、償還開始となった者(連帯借受人、連帯保証人含む)からの償還金である。	一定期間納付がない者については、訪問等による督促や連帯保証人への請求を行っていくほか、悪質な滞納者や償還の意思が見られない者については、法的措置も視野に徴収を行っていく。				1				子育て支援課	オ-1	
6	(歳入)母子福祉資金貸付金違約金		573			1								2	母子福祉資金貸付金の償還金を滞納した者について、一定の利率で違約金を徴収する。	違約金の納付がない者については、訪問等による督促や連帯保証人への請求を行っていくほか、悪質な滞納者や償還の意思が見られない者については、法的措置も視野に徴収を行っていく。				1				子育て支援課	オ-1	
7	(歳入)寡婦福祉資金貸付金違約金		1			1								2	寡婦福祉資金貸付金の償還金を滞納した者について、一定の利率で違約金を徴収する。	違約金の納付がない者については、訪問等による督促や連帯保証人への請求を行っていくほか、悪質な滞納者や償還の意思が見られない者については、法的措置も視野に徴収を行っていく。				1				子育て支援課	オ-1	
8	(歳入)その他雑入	子育てWEB広告料	1,200										1	3	さいたま子育てWEB上でのバナー広告主を募集し、1枠あたり月額10,000円を徴収する。 債務者である民間企業が資金繰り悪化により破産手続を取った結果、破産手続廃止決定されたため収入未済となっている(1件、20,000円)。 広告料については、想定されるアクセス数により企画調整課より指示。	・債務者が破産手続を終えているため、当該債権の回収の見込みはない。債務者が時効を援用するか、不納欠損をするかについては、各関係部署と調整の後決定することとした。 ・				1				子育て支援課	ク-1	
9	歳入 放課後児童健全育成事業保護者負担金		137,520			1								1	公設放課後児童クラブの指導料(所得の状況による減免除制度あり) 収納方法は口座引き落としまたは納付書による窓口払となっている。 滞納者に対しては、督促状、催告書を送付し納付を促している。	・未納対策 ・利用料金制を含めた保護者負担のあり方等				1				青少年育成課	ケ	
10	(歳入)行政財産使用料		23											1	1	猿花キャンプ場、児童センター5館、放課後児童クラブ1室、の電話柱、下水管理設の行政財産目的外使用料である。 さいたま市行政財産の使用料に関する条例別表(第2条関係)に、使用料が定められている。	今後も、さいたま市行政財産の使用料に関する条例に基づき、適正に行政財産使用料の徴収に努めていく。				1				青少年育成課	カ-3
11	(歳入)その他雑入		1,900											1	1	「さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱」および「さいたま市放課後児童健全育成事業委託実施基準」により放課後児童クラブの運営の事業委託をしていた民間企業が倒産をし、前払いをしていた委託料のうち業務不履行分があるため返還請求をしている。	破産手続廃止決定証明書が送付されているので、当該債権の回収の見込みはない。今後の手続きは各関係部署と調整を行う。				1				青少年育成課	ク-1

担当局 子ども未来局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3
12	歳入 児童福祉施設保護者負担金		4,767			1							1	児童相談所長が法に規定する措置をとった場合において、本人または扶養義務者に負担額を認定し、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収するものである。		平成20年度までは、督促状の送付や催告で対応していたが、平成21年度は強化月間を設け臨戸徴収を行った結果、前年より収納額が上がった。平成22年度以降も電話連絡を行い連絡を密にして、かつ臨戸徴収を続けて行く。				1				児童相談所	オ-1	
13	歳入 行政財産使用料		12			1							1	一時保護所の敷地内にある東京電力の電柱と、NTTの電話線の使用料である。		さいたま市道路占用料徴収条例の改正に合わせる。				1				児童相談所	カ-3	
14	(歳入)保育所保護者負担金		3,288,064			1							1	保育所運営に充てるため、保育所に入園する児童の保護者から徴収する保育料である。		保育料については保護者が保育所運営費の一部を負担するものであり、今後も収入未済解消のため、引き続き督促を実施していく。また、保育料について、国の動向に注視しつつ検討していく。				1				保育課	ケ	
15	(歳入)行政財産使用料		40			1							1	地方自治法第238条の4第7号の規定により、公立保育所の行政財産の使用を許可し、さいたま市行政財産の使用料に関する条例及びさいたま市道路占用料徴収条例の定めにより使用料を徴収するもの。		さいたま市道路占用料徴収条例の定めにより使用料を徴収するものであり適正な手数料であるため継続とする。				1				保育課	カ-3	
16	(歳入)病児保育利用料		2,894			1							1	病児保育室を利用した保護者から徴収する利用料である。		病児保育利用料については、関東指定都市と同程度の金額設定となっているため、今後も現在の金額設定で事業を継続していく。また、収入未済解消のため、今後も引き続き督促を行っていく。				1				保育課	ク-1	
17	(歳入)雑入	病児保育委託料過払い金、 違約金	0			1							3	病児保育委託契約の過払い金、債務不履行に対する違約金である。 債務者である民間企業が資金繰り悪化により事業を停止した。その後、破産手続を行い破産手続廃止決定がされ配当がないことから収入未済となっている(過払い金1件723,833円、違約金1件868,600円)。		債務者が破産手続を終えているため、当該債権の回収の見込みはない。債務者が時効を援用するまで債権を保持するか、不納欠損をするかについて、関係部署との調整の後決定することとする。				1				保育課	ク-1	
18	(歳入)心身障害児総合療育施設使用料		134,275			1							2	総合療育センターひまわり学園における診療検査等に係る使用料で、診療報酬、乳幼児健診及び予防接種等に係る収入です。		診療報酬等の改正の都度、料金改定を実施する。	1.5			1			子ども未来局総合療育センターひまわり学園医務課	ク-1		
19	(歳入)行政財産使用料		2			1							1	総合療育センターひまわり学園敷地内に設置している公衆電話室(福祉型ボックス)に対する使用料です。		条例改正の都度、使用料を改定する。	0.1			1			子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課	カ-3		
20	(歳入)心身障害児総合療育施設手数料		409			1							2	総合療育センターひまわり学園で作成した診断書、証明書発行に対する手数料です。 普通診断書証明書手数料 500円 特別診断書 1,500円 障害者自立支援法医師意見書 初回5,250円 2回目以降4,200円		他政令市と比較して、本園の手数料金額は妥当と考えられ、現行のままでよいと考える。受領は民間委託化している。	0.5			1			子ども未来局総合療育センターひまわり学園医務課	ク-1		
21	(歳入)療育センター保護者負担金		4,922			1							1	肢体不自由児通園施設「すみれ園」及び知的障害児通園施設「たんぼ園」の施設利用に係る1割の利用者負担及び食費。 平成20年度に収入未済(6件、4,830円)があったが、既に完納した。		障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金交付要綱の改正により料金改定を実施し、適正に継続実施する。	0.2			1			療育センターさくら草	ク-1		
22	(歳入)療育センター使用料		60,565			1							2	療育センターさくら草で実施する診療・検査・訓練に対する診療報酬及び乳幼児健診等にかかる収入。		診療報酬改定に基づき料金改定を実施し、適正に継続実施する。	0.1			1			療育センターさくら草	ク-1		

担当局 子ども未来局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解	
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2
23	(歳入)行政財産使用料		1		1			1					1	1	敷地内に設置してある第一種電話柱に対する使用料。	さいたま市行政財産の使用料に関する条例第1条、第2条及び第3条、並びにさいたま市道路占用料徴収条例別表の改正により料金改定を実施し、適正に継続実施する。	0.1			1			療育センターさくら草	カ-3
24	(歳入)療育センター手数料		111		1			1					2	2	診断書、証明書発行に対する手数料。	さいたま市総合療育センターひまわり学園条例第8条の改正により料金改定を実施し、適正に継続実施する。	0.1			1			療育センターさくら草	ク-1

担当局 子ども未来局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3
25	児童福祉執行管理事業	課庶務	632	C								1	1	オ	課の庶務に関すること 旅費の支出 消耗品の購入など	物品調達業務(物品の予算要求を含む)について、ワーク・ライフ・バランスの推進を目指し、市・局・部単位で一括して行うことで効率性を確保し、事務業務量を減らすことを全庁で検討していきたい。	0.6			1		1		子育て企画課	オ-9	
26	児童福祉執行管理事業	社会福祉審議会	1,864	A								1	5	ク	・社会福祉審議会児童福祉専門分科会においては、社会福祉法第12条第2項の規定に基づき、児童福祉に関する事項の調査・審議(市町村行動計画(さいたま子ども・青少年希望プラン)に係る進行管理や子ども総合条例等の制定など)を行う。 ・社会福祉審議会児童虐待検証専門分科会では、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づき、重大な児童虐待事例の検証及び分析を行い、必要な再発防止策の検討を行う。	法律により義務付けられた組織であり、本市の裁量で組織を廃止することはできないが、会議における調査・審議の目的によって、正規委員と臨時委員の適正配置に配慮する。	1.3			1				子育て企画課	ク-1	
27	児童福祉執行管理事業	九都県市WLB推進事業	615	C								1	5	ウ	八都県市(埼玉県、神奈川県、千葉県、東京都、さいたま市、横浜市、川崎市、千葉市)共同ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンとして以下の取組みを実施する。 ・ポスター、パンフレットの作成、ワーク・ライフ・バランス一言宣言の募集、一斉退庁の実施(8月、11月) ・八都県市ワーク・ライフ・バランスフォーラムの開催、取組事例集・報告集の作成	本事業は、平成19年度から3か年の計画で行われてきたため、21年度をもっていったん終了となる。しかしながら、九都県市を取り巻く環境は変化しておらず、平成22年度以降については、各自治体独自の政策の強化を行いながら、引き続き情報交換、意見共有を行っていくことを九都県市の方針としている。さいたま市においては、22年度は九都県市共同で行う取組みにかかる経費の他に、新たに市の独自の取組みにかかる経費についても予算化しているが、平成23年度以降は、両者を統合し、九都県市と連携を図りながら、市の取組みとして一体的に展開していく。	0.1			1				子育て企画課	ウ-3	
28	子育て支援推進事業(子育て企画課)	ワーク・ライフ・バランス(WLB)推進事業	1,565	C	1								2	カ	・情報誌、ホームページを利用した、ワーク・ライフ・バランスの広報・周知 ・子どもフォーラムにおいて、ワーク・ライフ・バランス推進を啓発 ・商工会議所、NPO法人等とのワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組の研究及び連携の推進	八都県市共同ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの終了により、さいたま市独自にワーク・ライフ・バランスの推進を図っていく必要があり、充実した子育てのための環境づくりにとっても重要な施策であるため、企業への働きかけの強化や父親の子育て促進のための取組を拡大する。拡大にあたっては、ワーク・ライフ・バランスの取組みについて実績のある埼玉県と連携を取り、事業の重複を防ぐとともに、より効果的な実施方法を検討する。	0.1			1				子育て企画課	ク-1	
29	母子家庭等福祉事業	母子家庭自立支援教育訓練給付金	900	C								1	1	ク	雇用保険法による教育訓練給付の受給資格がなく、児童扶養手当を受けているか又は同等の所得水準にある母子家庭の母が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講した場合に、講座経費の20%(上限10万円、下限4千円)を支給する。	全国母子世帯調査によると、全世帯の平均収入に比べて母子家庭の平均収入はきわめて低い水準にあり、母子家庭の生活の安定と自立の促進のため、母子家庭に対する就業支援策として能力開発の取組みに対する支援は継続していく。	0.1			1		1	子育て支援課	ク-1		
30	母子家庭等福祉事業	母子家庭高等技能訓練促進費等支給事業	37,674	C								1	1	ク	一定の所得以下の母子家庭の母が、看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士を取得するため、2年以上養成機関などで修学する場合に、修学期間の全期間について高等技能訓練促進費(非課税世帯 月額14万1千円、課税世帯 月額7万500円)を支給します。	全世帯の平均収入に比べて母子家庭の平均収入はきわめて低い水準にあり、母子家庭の生活の安定と自立の促進のため、就職率が高く、安定した収入を得やすい資格の取得に対する支援は継続していく。児童扶養手当の支出額の増大を抑制するためにも有効な事業である。	0.4			1		1	子育て支援課	ク-1		
31	母子家庭等福祉事業	母子家庭等相談事業	7,790	C								1	1	カ	母子自立支援員が母子家庭及び寡婦、父子家庭に対し、相談に応じるとともに、自立や生活の安定に必要な情報提供及び指導や母子寡婦福祉資金貸付と母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等技能訓練促進費等支給事業における面談・指導・事前審査とそれに付随した相談業務を行う。	母子自立支援員を各区に1名ずつ配置している政令市が大半であり、また、昨今の不況により相談件数が増加しているにもかかわらず、市民からは母子自立支援員の勤務上、担当が不在となる日がある点について指摘をいただいているところである。このことを踏まえ、さいたま市においても母子家庭の生活の安定と自立の促進の重要性を考慮し、市民の利便性を向上させるため、人数の増員を図っていく。	0.1			1		1	子育て支援課	オ-9		
32	母子家庭等福祉事業	母子家庭等就業・自立支援センター等事業	9,191	C	1							1	3	ク	母子家庭の母や寡婦の就業・自立を促進するため、パソコン教室などの就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習、公共職業安定所との連携による職業訓練の支援要請など一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めなどに関する専門家による法律相談を実施する。	専門家による養育費の確保のための法律相談やハローワークとの連携による職業訓練の支援要請等は母子家庭の自立に貢献する事業である。また、就業支援講習については、他機関との重複もあるが、不況による失業者の増大に伴い、ハローワークで実施している職業訓練の受講希望者は定員を上回っている状況であり、また民間で実施している講習等は費用面において、所得の低い母子家庭の母にとっては大きな負担となっている。このため、就業支援講習についても引き続き継続していく。	0.2			1				子育て支援課	ク-1	
33	母子家庭等福祉事業	母子寡婦団体運営費補助金	380	C		1							4	イ	市内の母子及び寡婦の福祉の増進と自立のために活動している母子福祉団体へ補助金を交付する。	母子福祉団体の運営に支障を及ぼさないよう、段階的に補助金額を縮小していく。	0.1			1		1	子育て支援課	イ-1		

担当局 子ども未来局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3
34	母子家庭等福祉事業	ひとり親家庭児童就学支度金支給事業	6,432	C		1		1		1				1	小・中学校に入学予定の児童を養育している市町村民税非課税世帯(生活保護受給世帯は除く)の母子家庭の母、父子家庭の父又は父母のいない児童を養育している人に、その児童の入学準備に必要な経費の一部を助成する。	ク	全世帯の平均収入に比べてひとり親家庭等の平均収入は低い水準にあり、貧困を理由とする不登校などの問題を抑制し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進のため、ひとり親家庭等に対する子どもの就学支援を継続していく。	0.2		0.4	1			1	子育て支援課	オ-5
35	児童手当等給付事業	子ども手当(児童手当)支給事業	24,774,781	A										2	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の子どもを養育している方に、子ども1人につき1万3千円を支給する。	オ	平成23年度以降の子ども手当制度の改定が予定されているため、事業費の増大が見込まれるが、事業の実施手法については、コストを抑えた効率的な運営を行っていく。	11.1		0.1	1			1	子育て支援課	オ-9
36	児童扶養手当事務事業	児童扶養手当事務事業	2,953,917	A										2	父と生計を同じくしていない児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を養育する者に児童扶養手当を支給する。	オ	母子家庭については年々増加傾向にあるほか、平成22年8月より父子家庭についても児童扶養手当の支給対象となる予定であり、事業費の増大が見込まれるが、事業の実施手法については、コストを抑えた効率的な運営を行っていく。	6.6		0.1	1			1	子育て支援課	オ-9
37	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰出金	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰出金	7,678	C									1	1	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計への繰出金であり、貸付費及び事務費に充てるものである。	ク	繰出金の充当先である母子寡婦福祉資金貸付事業は、全世帯の平均収入に比べて母子家庭の平均収入はきわめて低い水準にあることを鑑みても、母子家庭の生活の安定と自立の促進のため継続して実施すべき事業であり、繰出金がなければ、母子寡婦福祉資金貸付事業の貸付ができないことから、繰出金の支出は継続して実施する必要がある。	0.1			1				子育て支援課	ク-1
38	母子寡婦福祉資金貸付事業	母子寡婦福祉資金貸付事業	38,000	C									1	2	経済的に厳しい状況にある母子家庭の母及び寡婦の経済的自立の促進と生活の安定を図るため、児童の修学資金など各種資金の貸付を行う。	ク	民間の金融機関をはじめとして多くの貸付機関が存在しているが、母子寡婦福祉資金貸付事業は福祉資金として、母子及び寡婦の自立促進の目的のために特化された貸付事業であり、全国の政令市においても同事業を廃止している市はなく、また、全世帯の平均収入に比べて母子家庭の平均収入はきわめて低い水準にあることを鑑みても、母子家庭の生活の安定と自立の促進のため、支援は継続していく必要がある。	0.3		0.2	1				子育て支援課	オ-9
39	児童養護施設等管理運営事業	児童養護施設カルテット等管理運営事業	201,677	C		1								3	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を受入れ、施設において安定した生活の場を保障し、健やかな成長・発達を援助するとともに、その自立を支援する。	カ	虐待されている児童その他環境上養護を必要とする児童は依然として増加しており、施設の必要性・有効性は非常に高く、今後もより一層、処遇の向上を図り、コストを抑えた効率的な運営を行っていく。また、児童虐待件数が増加する中、乳児院の入所率が非常に高く、慢性的な不足状況が続いており、入所に際し他県にも頼らざるを得ない状況である。このため、既設乳児院の定員増を図り、児童養護施設併設の利点を生かした整備を行っていく。	0.1			1	1			子育て支援課	ク-1
40	助産施設入所委託事業	助産施設入所委託事業	1,050	A		1								3	出産に際して、保健衛生上、助産施設に入所しなければならぬが、経済的な理由により、出産費用の支払いが困難な世帯について、当該世帯からの申請があれば審査し、入所基準に該当すれば、母子の安全を確保し円滑な出産を行うため、助産施設入所措置を実施する。	オ	景気の低迷・離婚などによる生活困窮者は、生活そのものが脆弱で、貧困世帯のため子どもの出産費用が用意できないという理由で、子どもの命が左右されることは許されないことであり、経済的に厳しい世帯の方々でも安心して出産ができるよう、今後も相談体制の充実を図り、効率的な運営を行っていく。	0.1			1				子育て支援課	ク-1
41	子育て支援推進事業	子どもショートステイ事業	192	C		1								3	家庭における児童の養育を行うことが一時的に困難になったときに、児童を児童養護施設等において短期間、養育・保護することによって、核家族化などによって養育機能が低下した家庭の支援を行う。	ク	子育ての核家族化や孤立化が進む中で、育児不安や育児困難等に対応するため、また、児童虐待の予防を視野にいれながらの育児負担の軽減等、全ての子育て家庭への総合的な支援の事業として、児童の健全育成や家庭支援に大きな役割を果たしている。現状においても需要は多く、事業は継続していく。	0.3			1				子育て支援課	オ-7
42	家庭児童相談事業	家庭児童相談事業	19,089	C									1	1	家庭児童相談室は、家庭における児童養護上の様々な問題に関し、専門的知識をもって相談できるようにするために、区の福祉事務所に設置し運営している。近年、相談件数の急増等により緊急かつ専門的な対応が求められる一方で、育児不安等の複雑な家庭事情を背景とする多種多様な問題に対し、関係機関と連携した事業運営を行っている。	オ	家庭児童相談室が取り扱う相談は、児童虐待に限られるものだけでなく障害児や非行児童等、子どもに関するあらゆる相談が含まれており、緊急で適切な対応や指導が求められている。今後さらに相談体制の充実にも努めるとともに、要保護児童の援助活動についても、地域と連携をとりながら、必要な体制を整備し、効率的な運営を図っていく。	0.4			1	1			子育て支援課	ケ
43	児童虐待防止対策事業	要保護児童対策地域協議会事業	593	C									1	1	要保護児童対策地域協議会とは、虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する要保護児童に関する情報の交換や支援を行うための協議を行い、ネットワークによる支援を充実させ、児童虐待等の未然防止、早期発見・早期対応を検討し、児童虐待等対策の推進を図るものである。	オ	子どもを取り巻く環境が厳しくなる中、児童虐待等の未然防止・早期発見・早期対応が益々必要とされる。子ども家庭相談のニーズは増大し、また多様化が進むと予想されることであるが、この事業の中核をなすものは、専門性の高い能力を備えた人的な資源そのものであることから、適切な人材の養成・確保が喫緊の課題となっている。このため、関係諸機関との連携の強化を一層進めるとともに、必要な体制の整備・充実を図り、コストを抑えた効率的な運営を行っていく。	0.3		0.1	1				子育て支援課	オ-9

担当局 子ども未来局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3
44	児童虐待防止対策事業	児童虐待防止対策事業	4,654	C		1							1	児童虐待防止対策の強化など子どもの安心・安全を守る取組を強化するため、児童虐待防止の啓発事業を実施し、児童虐待のない社会づくりに取り組むことを目的とする。	カ	地域住民や児童に関わる機関の虐待に対する正しい認識・関心を高めることで、未然防止から早期発見、支援までを地域の力を醸成していきよう積極的に各種施策を展開する必要があることから、事業の拡大を図っていく。	0.4		0.1		1				子育て支援課	ク-1
45	児童虐待防止対策事業	ハローエンゼル訪問事業	22,214	C									1	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭のうち、産婦・新生児訪問指導等を利用しなかった家庭を、地域の子育て支援経験者が訪問し、子育て支援に関する情報の提供や子育てにかかる適切なアドバイスを行うことにより、保護者が安心して子育てができる環境と乳児の健全育成を図るとともに、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会を提供する。	オ	地域の児童委員等が訪問することで、身近な所に子育ての支援者が存在する安心感を得ることができ、育児負担の軽減に繋がっている。核家族化や近隣関係の希薄化により、今後、ますますこの事業の必要度は高まっていくため、支援体制の充実を図り、効率的な運営を行っていく。	0.4	3.8			1				子育て支援課	オ-9
46	母子生活支援施設管理運営事業	母子生活支援施設管理運営事業	116,922	C	1								1	母子家庭の母あるいはこれに準ずる事情のある母子が、経済的な理由や住居がない等の事情のため児童の監護が十分できない場合、母と児童を併に入所させ、安定した生活の場を保障し、自立を支援する。	オ	児童虐待、多重債務、住宅困窮、DV被害女性の増加などの社会状況の中において、母子世帯の保護及び自立の促進を図るための施設として必要性・有効性は非常に高く、今後もより一層、支援指導の強化と専門的支援体制の向上を図り、コストを抑えた効率的な運営を行っていく。	0.1				1	1			子育て支援課	ク-1
47	児童福祉執行管理事業	児童養護審査部会	168	A									1	さいたま市が、里親への委託、児童養護施設等の施設への入所等の措置をとる場合、及びこれらの措置の解除、停止、変更する場合及び里親の認定をするとき等に、児童養護審査部会の意見を聴かなければならないという法の規定により、当該事項の調査審議を行う。	ク	法律により義務付けられた審議会であり、弁護士や児童福祉施設長等で構成される審議会が行う審議や調査は、福祉の向上に不可欠であり、本市の裁量で事業を廃止することはできないが、効率的な運営を行っていく。	0.3				1				子育て支援課	ク-1
48	児童福祉執行管理事業	児童系業務システム事務事業	73,114	C									1	子ども手当(児童手当)・児童扶養手当・保育・放課後の4業務について、システム機器貸借を行い、子育て支援課、保育課、青少年育成課、各区役所支援課、防災センターに専用端末等を設置し、子ども手当(児童手当)・児童扶養手当のシステムについての改修・運用保守を行っている。	ク	児童系業務(子ども手当(児童手当)・児童扶養手当・保育・放課後)における対象者が多いことから、システムは必要不可欠である。また、各業務については、一括してシステム機器貸借を行うことでコストの低減化を図っており、今後も引き続きシステムの運用を継続していく。	0.3				1				子育て支援課	ク-1
49	児童福祉執行管理事業	庶務業務	179	C					1				1	庁内他部局、国県などとの円滑な事務連携を行うことを目的とし、さいたま市の児童福祉行政全般に係る業務を行う。また、課内における環境整備、職員の人事管理、庁内照会回答などの内部管理事務も併せて行う。	オ	物品調達業務(物品の予算要求を含む)について、ワーク・ライフ・バランスの推進を目指し、市・局・部単位等で一括して行うことで効率性を確保し、業務量を減らすことを検討したい。	0.4		0.0		1				子育て支援課	オ-9
50	子育て支援推進事業(子育て支援課)	子育て支援センター事業	133,264	C									1	児童福祉法第6条に規定される「地域子育て支援拠点事業」として、子育て中の親子が気軽に集い、交流を図れる場を提供し、育児不安等についての相談指導などを実施する子育て支援センターを整備し、地域子育て支援拠点事業を実施する。	オ	大宮駅西口桜木地区再開発に伴う複合施設移転により、JACK大宮の施設管理費負担金を削減。家賃補助の運営委託費へ編入。直営「いわつき」の委託化を検討。「親子で楽しむはじめての劇場」事業について、費用対効果を検証し、事業の存廃を検討する。	0.8		0.0		1	1			子育て支援課	ケ
51	子育て支援推進事業(子育て支援課)	のびのびルーム事業	27,400	C									1	子育て中の保護者と0歳から2歳までのお子さんの遊び場・交流の場として、学校が開校している平日(月～金)午前9時から12時まで、放課後児童クラブを無料で開放する。常時1名以上のルームマネージャーを配置し、会場の管理と保護者とのコミュニケーションを図る。	ウ	現状では、継続実施するが、放課後児童クラブの空き時間を利用しているため、平日の午後、夏休みなどの長期休みなど「のびのびルーム」が開設することができないことから、常設の子育て支援センターや児童センターの整備にあわせて、整理・統合し、両センターの補完事業として展開をする。	0.3		0.5		1	1			子育て支援課	ケ
52	子育て支援推進事業(子育て支援課)	子育て支援総合コーディネート事業	4,685	C									1	市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、課に配置した2人の子育て支援総合コーディネーターが、「子育て応援ダイヤル」等を実施。	オ	・子育て情報に関する市民の需要は引き続き高いと考えるため、提供できる情報の質をより良いものとする事ができるよう、情報を蓄積し、積極的に発信していく。 ・他の制度との統合も視野に入れ、より利便性が向上するよう体制を強化する。	0.2		0.0		1				子育て支援課	ケ
53	子育て支援推進事業(子育て支援課)	子育て応援ブック・子育てきっかけ応援ブック事業	14,869	C									1	市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、子育て中の方や、これから子育てをする方を対象に、市内の官民の子育て支援情報を集約し掲載した「子育て応援ブック」や、地域の子育て関連施設・子育てサークル情報などを区ごとにまとめた「子育てきっかけ応援ブック」を発行。	オ	・競争入札方式による業者決定など、印刷のコスト削減に努める。 ・子育てマップの意義について再検討し、各団体と連携し既存のガイドマップの活用などを含め作成方法を検討する。	0.6		0.0		1				子育て支援課	オ-6

担当局 子ども未来局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解																
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3												
54	子育て支援推進事業(子育て支援課)	さいたま子育てWEB事業	2,770	C								1												2	オ	・保守管理業務について、業者選定を含めて再検討し、効率化を図る。 ・管理者として即座に行うべき掲載内容の変更が可能な部分が限られているなど、システムの使い勝手の悪さがあり、スピーディーな情報発信という本来のWEBの利点を損なっていると言えるため、利用者が必要としている最新情報を即座に提供できるよう、保守管理の方法及びプログラムの改善を行い、健全な情報管理と運営を図る。	0.2		0.0	1							子育て支援課	オ-6	
55	子育て支援推進事業(子育て支援課)	ブックスタート事業	7,251	C																				1	オ	絵本の引換券を対象者に送付し、実施会場において乳児とその保護者に、図書館員やボランティアが絵本の読み方をアドバイスした後、絵本などの入ったブックスタートバックをプレゼントする。	0.3		0.5	1							子育て支援課	エ-3	
56	子育て支援推進事業(子育て支援課)	子育てヘルパー派遣事業	1,838	C																					3	カ	体調不良で昼間、家事や育児の手伝いをしてくれる方がいない子育て世帯にホームヘルパー有資格者を派遣し、家事・育児援助を行う。利用希望者からの申請によるヘルパー派遣のほか、保健所・保健センターが実施する各種母子保健事業により虐待予防の視点から把握された養育支援が必要である家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家事・育児援助を行う。	0.3		0.0	1							子育て支援課	ク-1
57	子育て支援推進事業(子育て支援課)	子育て支援ネットワーク事業	10	C																					1	オ	子育て支援を実施している行政機関、児童福祉関係者、市民団体、学識経験者等が連携し、情報交換・意見交換、課題の共有化、子育て支援のあり方の検討などを行う。	0.1				1						子育て支援課	ア-5
58	ファミリー・サポート・センター運営事業	ファミリー・サポート・センター運営事業	21,856	C																					1	オ	育児を受けたい人「依頼会員」と、育児の援助を行いたい人「提供会員」、育児の援助を受けることと行いことの両方を希望する人「両方会員」の会員組織で、会員相互による援助活動の調整を7名のアドバイザー(非常勤特別職)で行っている。	0.7		0.0	1		1					子育て支援課	オ-10
59	単独型子育て支援センター整備事業	単独型子育て支援センター整備事業	120,000	C																					5	オ	・武蔵浦和駅第1街区再開発に伴い、公益施設棟内に(仮)南区子育て支援センターを整備する。 ・大宮駅西口再開発に伴い、保育所との複合施設を整備し、子育て支援センターおみやを移転。	0.6				1						子育て支援課	ケ
60	青少年事業	成人式	27,239	C																					1	ク	毎年成人の日に、新成人の新しい人生の門出を市民がこぞって祝福し成人としての自覚を促すとともに、将来の幸せを祈念するために、さいたま市、さいたま市教育委員会、さいたま市選挙管理委員会、さいたま市成人式実行委員会が、さいたまスーパーアリーナで式典を行う。	0.6				1						青少年育成課	ケ
61	青少年事業	青少年問題協議会	420	C																					1	ク	本協議会は法令に基づき市長が会長となり、関係行政機関及び団体等から推薦された識者や代表者から、現行の青少年行政施策や青少年健全育成にかかる諸問題について意見を聴取り審議を行う。	0.2				1						青少年育成課	ク-1
62	青少年事業	さるはなキャンプフェスタ・親子のつどい	241	C	1																				4	カ	さるはなキャンプフェスタ・親子のつどいは、猿花キャンプ場を会場に、市内在住の小学生とその親100名が、飯盒炊飯や自然観察などの野外活動を行い、自然に親しみ、親子のふれあいを深める場を提供する。 実施回数 年1回	0.2				1						青少年育成課	カ-2
63	青少年事業	野外キャンプ指導者講習会	51	C																					1	ク	猿花キャンプ場のカウンセラーや青少年団体の指導者を対象に、青少年育成のための野外キャンプ指導者としての技術の向上を図る。	0.2				1						青少年育成課	オ-6

担当局 子ども未来局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性			提出調書			担当課	行革本部 の見解					
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用			臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3
64	青少年事業	青少年の主張大会	780	C		1		1					1	青少年が日々の生活の中で思っていることや感じていることを、自分の言葉としてまとめ発表する機会と場を提供し、小学校・中学校・高等学校の部門で市長賞をはじめ、意欲を喚起する表彰を行うことにより、広い視野に立って物事を考える力と、自分の言葉で正しく表現し伝え合う力を養う。	オ	作品募集についてチラシ配付の時期やポスター掲示場所の見直しを図り、さいたま市内のより多くの青少年の参加を促す。また、自分の考えを自由に発表する場を提供し、青少年の日頃の努力と学びの成果を市民へ伝達する機会とし、市民の青少年育成に対する意識を高める会とするために、大会の周知を図っていく。	0.2			1				青少年育成課	ウ-3	
65	青少年事業	青少年育成推進大会	192	C								1	1	市内の青少年育成関係者が一堂に集い、連帯意識を高め、青少年健全育成の全市民的な機運を高めるとともに、地域社会において校外を中心に活動している青少年健全育成関係団体及び個人の業績を表彰し、今後の青少年健全育成活動の振興を図る。	ク	引き続き、継続して本事業を実施することで、青少年関係団体の連帯意識を高め青少年健全育成の全市民的な機運を高める。また、青少年健全育成活動の振興を図る。	0.1			1				青少年育成課	ウ-3	
66	青少年事業	非行防止巡回活動	1,383	C								1	1	地域の環境浄化及び青少年の健全育成を図るため、市内63各地区会と連携し、毎月第3金曜日の「少年を非行から守る日」夏季休業中、地域の祭り開催日等に巡回活動を組織的にを行い、非行防止・安全確保を行う。青少年健全育成強調月間に実施する各区の区民まつり等において青少年健全育成・非行防止の市民意識高揚キャンペーンを行っている。	ク	青少年の健全育成にとって、本事業は施策的に大変重要であり、市民との協働により、継続して非行防止巡回活動を行う。	0.1	0.0	0.0	1				青少年育成課	ク-1	
67	青少年事業	社会体験事業	1,869	C		1							4	青少年の健やかな成長を目的に、「子ども自然体験村」「ディスカバリー」「自分の未来を探してみよう」の3事業を行う。いづれの事業においても、青少年の自立支援の一助として、青少年が自分を見つめ、未来への価値観を育成するためのきっかけを提供している。	オ	事業の参加率や効果及び他の事業の実施状況を勘案し、より市民が関心のもてる事業となるよう改善を図る。	0.7			1				青少年育成課	オ-7	
68	青少年事業	青少年による郷土芸能伝承活動補助金	1,600	C				1					4	青少年の健全育成を目的とした郷土芸能伝承活動を行う事業に対し活動の支援を行う。	ク	青少年の地域へのかかわりや地域の人々との交流を一層推進するため、青少年への郷土芸能活動の伝承を継続して行う。	0.2			1				青少年育成課	オ-8	
69	青少年事業	九都県市青少年行政主管会議	59	C								1	5	今日の青少年を取り巻く様々な問題は、都県域を超えて共通化しており、青少年の行動範囲も首都圏を中心として広域化している。本会議はこうした状況を踏まえ、九都県市で共同し、青少年の健全育成等について協議することにより、青少年行政の推進を図るとともに、青少年健全育成にかかる事項や共同して取り組む事業等の広域的課題について検討を行い積極的に取り組む。	ク	平成22年4月に相模原市が政令市となったことに伴い、各政令市が連携協力し、引き続き、九都県市青少年行政主管会議として青少年行政課題に効果的率的に取り組む。	0.3			1				青少年育成課	ク-1	
70	青少年事業	青少年フォーラム	499	C								1	2	青少年が抱えている課題について市民の理解を深める場として、講演会やシンポジウムを行うほか、青少年が活動できる場としてワークショップ等を実施する。	ク	青少年をめぐる様々な課題について市民に広く啓発活動が行えるよう、子どもフォーラムと連携し、継続して実施する。	0.2	0.0	0.0	1				青少年育成課	ウ-3	
71	青少年活動施設運営事業	グリーンライフ猿花キャンプ場管理運営	5,643	C				1					2	青少年及び青少年団体に、集団野外宿泊、レクリエーション及び自然体験学習などの体験ができるキャンプ場の管理運営を行い、集団野外活動における、青少年の規則正しい生活の指導や利用にあたってのマナーの指導を行うことで、青少年の自主性や社会性及び規範意識等を学ばせ、心豊かな青少年の育成を図る。	ク	青少年の育成について、集団活動や自然体験といった直接体験をさせることが有効であり、猿花キャンプ場の利用についてチラシ等の配布を行い広くPRを行い、多くの青少年らが利用するよう継続して実施する。	0.5			1	1			青少年育成課	カ-3	
72	青少年活動施設運営事業	青少年活動センター管理運営	738	C					1				2	東宮下小学校の一部を開放し、青少年団体の会議、活動ができるセンターの管理運営を行う。	ウ	今後、市として青少年の居場所づくりの在り方をまとめ、新たな青少年の活動拠点を検討する中で統合を行う。	0.2			1				青少年育成課	オ-7	
73	青少年関係団体指導育成事業	青少年関係団体指導育成事業	23,506	C								1	4	青少年の健全育成を目的としたボランティア活動・イベント事業等を支援するため、青少年団体等に対し補助金を交付する。	イ	継続して青少年健全育成団体へ補助を行う。ただし、青少年育成事業補助金については、廃止又は整理統合の見直しを行う。	0.5			1	1			青少年育成課	イ-4	

担当局 子ども未来局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3
74	児童センター管理運営事業	児童センター管理運営事業	521,594	C								1		3	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに、情操を豊かにすることを目的として設置された、市内16館の児童センターの管理運営を行う。	オ	幼児から中学校世代まで幅広く、安全に安心して過ごせる居場所として改善を図っていく。	0.2			1		1	青少年育成課	ケ	
75	児童センター整備事業	児童センター整備事業	311,544	C				1	1					2	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに、情操を豊かにすることを目的として、公共施設適正配置方針に基づき児童センターを計画的に整備する。	カ	平成22年度に未整備区である浦和区に児童センターを建設し、緑区においても未整備区の解消を図るため、児童センターの整備を進める。また、利用者の利便性や行政区の面積・児童数などにも配慮し整備を進める。	0.2			1		1	青少年育成課	ケ	
76	青少年事業	課庶務	434	C								1		1	課の庶務に関すること 旅費の支出 消耗品の購入など	オ	物品調達業務(物品の予算要求を含む)について、ワーク・ライフ・バランスの推進を目指し、市・局・部単位等で一括して購入することも可能である。	0.5			1			青少年育成課	オ-9	
77	放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業	1,427,735	C				1						2.4	小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び春、夏、冬休み及び土曜日等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立支援を図るものである。	カ	「しあわせ倍増プラン2009」による待機児童ゼロプロジェクトを推進するため、クラブの新設、規模拡大の促進や公民保護者負担の平準化等の取組みを検討していく。	1.2	0.2	0.1	1	1	1	青少年育成課	ケ	
78	放課後児童健全育成施設整備事業	放課後児童健全育成施設整備事業	115,653	C		1								4.5	放課後児童クラブにおける待機児童の解消及び保育環境の改善を図るため、民設クラブに対して使用を許可する施設を建設するほか、民間物件を賃貸して児童クラブを開設(新設・分離・移転)する民設クラブに対し初期費用の補助を行い、民設での整備を推進する。また、既存の放課後児童クラブ施設の老朽化に伴う修繕等を行う。	カ	「しあわせ倍増プラン2009」による待機児童ゼロプロジェクトを推進するため、クラブの新設や規模拡大の促進に向けた整備計画の検討	1.5	0.0	0.0	1	1	1	青少年育成課	オ-9	
79	特別支援学校放課後児童対策事業	特別支援学校放課後児童対策事業	51,116	C										4	特別支援学校等に通学する児童の放課後や長期休業中における居場所の確保、及び集団生活による組織的な指導、障害児の健全育成を図るため、特別支援学校放課後児童対策事業を実施する特別支援学校放課後児童クラブに対して、補助金を交付する。	カ	重度障害児は、公設・民設放課後児童クラブでは対応が困難であり、特別支援学校放課後児童クラブへの入室希望が多い。しかし、常に満員状態であり、障害児の待機児童解消を図るため、受入れ枠の拡大を促進する。 また、保護者負担が非常に重いことから、負担軽減が図れるよう、国や県に対し、補助等の要望を積極的に行う。	0.5			1		1	青少年育成課	オ-5	
80	放課後子ども教室推進事業(放課後チャレンジスクール)	放課後チャレンジスクール推進事業	42,482	C					1					2	放課後や週末等に学校の教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちの自主的な学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する。	カ	教育委員会で所管する「さいたま土曜チャレンジスクール」との一体的な整備により、平成25年度末までに、すべての小学校区で放課後チャレンジスクールを実施していく。	0.8	0.5		1			青少年育成課	カ-4	
81	児童相談所運営事業	児童相談所運営事業	16,381	A										1	児童の健全な育成を保障するため、児童に関する様々な問題について家庭その他からの相談に応じる児童相談所を設置し運営していく事業であり、事務費や児童を措置する場合使用する公用車の維持管理、児童相談所福祉システムの維持管理、職員の専門性を高める研修等を行っている事業である。	カ	しあわせ倍増プラン2009において児童福祉司、児童心理司等の増員がされるため、その増員分に係る専門性の向上のための費用やシステムの賃借等の経費、また、児童福祉法12条に基づく児童相談所の運営のための費用が必要となるため拡大。	37.0		3.0	1		1	1	児童相談所	ク-1
82	児童相談等特別事業	協力体制整備	2,391	C										1	児童虐待防止等のため、地域で活動する主任児童委員等に対して専門研修を行い、児童相談所との一体的な援助活動を行うとともに、地域住民に対して児童虐待防止等に関する広報・啓発を行うことにより、児童の福祉の向上に寄与することを目的とする事業。	ク	児童虐待防止等に関するきめ細かな行動を行うため、地域で活動する主任児童委員等の働きは欠かせない資源であり、今後も連携・充実を図る必要がある。	4.0			1			児童相談所	オ-11	
83	児童相談等特別事業	カウンセリング強化事業	2,256	C										1	児童虐待をひきおこしてしまう保護者自身の心の問題に対して、児童福祉司、児童心理司等による指導に加えて、精神科等の医師の協力を得て、保護者の指導を行う事業。	ク	虐待を行った者に対して対応していくため欠かせない事業である。	5.0			1			児童相談所	ク-1	
84	児童相談等特別事業	法的対応機能強化事業	580	C										1	子どもの養育、親権、国籍、後見人問題、また保護者の不同意による施設入所事例など、子どもに関わる複雑困難な法的対応が求められる機会が多く、弁護士との法律相談を行うものである。	ク	弁護士へ児童相談所に係る法的対応の必要な処遇困難事例を相談するため継続的に必要な事業である。	16.0			1			児童相談所	ク-1	

担当局 子ども未来局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性			提出調書			担当課	行革本部 の見解					
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方 向 性	見直し内容	職 員 数	再 任 用			臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3
85	児童相談等特別事業	スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業	663	C								1	1	被虐待児と虐待者、そして、その家族に対する専門的支援(ケースワーク的、心理学的、医学的、教育学的な総合的支援)を行なうための体制を強化すること、また虐待相談等、複雑困難で高度な専門性を要する相談に対して、各職員が適切に応じることができるように研修を行い、児童相談所職員全体の専門性を強化するための事業。	カ	児童虐待防止を推進するためには、高度な専門性と特殊性が要求されるため、職員資質向上は常に欠かせないため。	8.0			1	1		児童相談所	ク-1		
86	児童相談等特別事業	24時間・365日体制強化事業	15,039	C								1	1	増え続けている児童虐待に対し、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、24時間電話相談員を配置し、夜間休日問わずいつでも通告・相談に応じられる体制を作り、速やかな対応を図るための事業。	ク	虐待への早期発見、早期対応に欠かせない事業であるため。	30.0			1			児童相談所	オ-5		
87	児童相談等特別事業	ふれあい心の友訪問援助事業	545	C								1	1	不登校児童等社会不適応を示す児童を対象に、児童の兄又は姉に相当する世代で児童福祉に理解と情熱を有する者を、家庭等へ派遣し、児童の社会性向上等のための援助を行うことによりその児童の福祉の増進を図ることを目的とする事業。	ク	情緒不安、引きこもり、不登校の子どもたちが、社会に出て行くきっかけを作るために欠かせない事業であるため。	3.0			1			児童相談所	ク-1		
88	児童相談等特別事業	ひきこもり等児童宿泊等指導事業	479	C								1	1	不登校や対人関係に課題のある情緒障害児を対象に、宿泊指導等各種の治療・訓練を行い、生活上の不応を改善して児童の健全な発達を促すための事業。	ク	自分の居場所が見つけれず、社会にも適応できずにいる児童の回復のきっかけを作っていくことのできる事業であるため継続して行く。	5.0			1	1		児童相談所	ク-1		
89	児童相談等特別事業	身元保証事業	40	C								1	1	児童養護施設等に入所している児童が、中学卒業または高校卒業後の就職時、或いは賃貸住宅の賃借時の身元保証人確保のための事業である。これは、保護者、親権者がいない児童に対して施設退所後の身元保証に関わる支援である。	ク	実績件数が少なく、経費も少額であるが、身元保証人の活用は考えられるため必要な事業である。	1.0			1			児童相談所	ク-1		
90	児童相談等特別事業	一時保護所処遇促進事業	2,404	C								1	1	「児童虐待の防止等に関する法律」が平成12年11月20日に施行されたことに鑑み、一時保護所に専門員(心理司)を配置し、子どもの行動観察、心理療法、個別指導等を行い虐待を受けた子どもの適切な保護に資するものである。	ク	一時保護所に虐待や非行等で一時的に保護した子どもの行動観察、心理療法、個別指導等を行い、子どもの特性の把握し指導を行ったり、社会性を身に付けさせたりするため必要があるため。	16.0	1.0	1				児童相談所	ク-1		
91	里親支援事業	里親支援事業	3,337	C								1	1	里親支援事業は、保護者のない児童または保護者に監護させることが不適切と認められる児童の養育を里親に推進する事業である。	カ	年々児童虐待が増加する中、保護者から止む終えず分離せざる終えない事例が多い。このような社会的養護を必要とする事例は、暖かい家庭的支援が求められており、そのため里親制度の拡充が求められている。さらに経費も児童養護施設等より掛からず有利であるため。	4.0	1.0	1	1		児童相談所	オ-10			
92	児童福祉施設入所措置等事業	児童福祉施設入所措置等事業	1,706,871	A									1	児童福祉法に基づき、児童を児童入所施設に入所措置、一時保護委託した場合、または、里親に委託措置した場合に、措置委託後の養育費につき、児童福祉法第45条の最低基準を維持するために要する入所児童処遇費、職員処遇費及び施設の維持管理費を支弁するものである。	ク	児童入所施設に入所措置、一時保護委託した場合、または、里親に委託措置した場合に、措置委託後の養育費につき、児童福祉法第45条の最低基準を維持するために要する入所児童処遇費、職員処遇費及び施設の維持管理費を支弁するものであり、児童福祉法第50条に基づき必要な費用のため継続。	3.0			1		1	児童相談所	ク-1		
93	児童自立支援総合対策事業	児童自立支援総合対策事業	32,946	B									1	施設の特徴、特徴を活かした運営を実現させ、きめ細やかな児童処遇を実施し、児童養護施設等の専門性を高めるとともに処遇の高度化を図り、家庭環境や家族の状況変化により、多様化している児童の処遇や施設の機能を高めることにより児童の自立を支援する事業である。さいたま市は埼玉県と措置児童人数により按分で行っている。横浜市・川崎市・千葉市においても行っている事業である。	ク	本事業について埼玉県と協議をしながら、要保護児童の処遇の向上、施設の最低基準の維持を図っていくため継続とする。	2.0			1	1		児童相談所	ク-1		
94	一時保護所管理運営事業	一時保護所管理運営事業	48,075	A									1	一時保護所は、虐待、養育放棄、非行等の問題を抱えた子どもが集団で生活する児童福祉法に定められた施設であり、職員(児童指導員、保育士)は緊急保護や行動観察、生活指導、学習指導を行う。	ク	児童福祉法の規定に基づき、要保護児童の受入を行う。その児童の生活の場であり、児童福祉法第45条の定められた最低基準を維持するための経費であるため継続。	16.0	1.0	1		1	児童相談所	ク-1			
95	児童福祉執行管理事業	庶務管理事業	269	C		1							1	児童福祉行政全般にかかる職員に対する庶務業務。	ク	公務上、必要最低限の経費であるものと判断される。	0.1	0.0	0.0	1			保育課	オ-9		

担当局 子ども未来局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3
96	児童福祉執行管理事業	保育料の口座振替と保育料システム運用支援事業	12,497	C			1						1	さいたま市全体の保育所運営をはじめとする児童福祉行政全般に係る経費で、全市同一レベルの住民サービスの提供を行うための保育料賦課徴収経費・保育料システム経費があり、これらを執行することにより庁内他部局、国、県との円滑な事務連絡を推進する。	ク	口座振替については加入率が90%以上あり、また、保育料システム運用支援についても保育システムに精通した者が行うことが妥当であるため継続する。	0.6	0.0	0.0	1				保育課	オ-9	
97	保育所管理運営事業	市立保育園管理事業	2,157,277	C								1	公立保育所入所児童に対する保育の実施により児童福祉の向上を図り、園児の健全な育成と保育所の円滑な管理運営を行う。	オ	利用者からの個々多様な保育ニーズを的確に把握しながら、さらなるサービスの向上をはかるために保育内容を随時見直しをする。また実施している事業の個々のコストを意識しその効果を検証して事業の事務改善しながらの保育サービス内容を充実させ利用者の満足度をアップさせる。さらに保育の質の向上および維持のため、安定した優秀な人材を確保育成し、費用コストを抑えた効率的で円滑な管理運営を行っていく。	879.0	17.5	612.0	1	1	1	保育課	オ-10			
98	保育所管理運営事業	市立保育園給食提供事業	467,000	C								1	市立保育所において、心身ともに健やかな子どもの育成を図るために、必要な食事を提供し、望ましい食生活を身につける。	カ	給食を通して、児童が望ましい食習慣を身につけ、生活習慣病予防の基礎を培えるように、児童の発育・発達を支援し、保育室と調理室が連携して、安全でおいしい給食を継続して提供できるような環境を整える。また、来年度以降に完全給食(3歳以上児への主食の提供)の実施する計画があり、そのために給食調理室の施設・設備を整備していく。	82.0	11.0	117.8	1		1	保育課	オ-10			
99	保育所管理運営事業	保育士研修事業	5,599	C			1					1	保育士研修を行い保育園の職員として必要な知識・技術・態度を習得して保育士としての専門能力向上を図る。また、未来を担う乳幼児を保育することの重責を自覚し、保育園における各種市民サービスに対して主体的に取り組む意欲を醸成することを目的に保育課主催の研修を計画、または、他団体の研修に参加し資質向上を図る。	オ	保育士研修は、専門性が高く、児童虐待や保護者対応、子育て支援、他機関との連携などの様々な社会的ニーズに応えるため必要である。これらの保育士研修に参加し、保育士が問題意識を持ち、自己啓発のための自己研鑽をするようになってきている。今後も変化を社会のニーズに応え、さいたま市の保育の質の向上のために必要な研修内容を吟味し、開催会場、開催日程を改善することで今まで以上に拡大する必要がある。	0.8	0.3		1		1	保育課	オ-11			
100	保育所管理運営事業	さいたま市育成支援制度実施事業	4,960	C			1					1	心身の発達に遅れ等のある児童の保育を公立保育園において実施する。対象児童にはさいたま市巡回保育相談員の巡回保育指導を行っている。	ク	保育園での保育を必要とする心身に遅れ等のある児童の保育は、今後も必要である。巡回保育相談による専門的なアドバイスと保育の見直しや振り返り、保育士の加配など、市が継続して実施する必要がある。	0.8	0.1	201.0	1			保育課	ク-1			
101	保育所管理運営事業	公立保育園 市有建築物耐震診断、補強設計及び工事	110,910	C			1					1	市内建築物のうち、市有建築物である公立保育園の地震に対する安全性の向上を計画的に促進していく。	キ	児童の安全を確保するため、耐震化は必要である。耐震診断は平成21年度で終了しており、補強改修が必要と判断された施設の補強設計、改修工事が必要である。	0.3			1		1	保育課 保育環境整備室	キ-2			
102	保育所管理運営事業	市立保育園延命化対策事業	28,500	C								1	公立保育園の施設の安全性の強化と施設の延命化を図るために、年次計画により老朽化した施設の改修工事を行う。	オ	児童の安全の確保、施設の延命化を図るため、老朽化した施設の改修工事は必要である。ただし、建て替えを含めた長期的な計画により事業を実施する手法の確立を検討していく。	0.3			1			保育課 保育環境整備室	オ-9			
103	保育所管理運営事業	市立保育園園庭芝生化事業	5,014	C			1					1	「みどり倍増プロジェクト」の一環として、保育園園庭の芝生化を進め、幼児期から緑に触れ合える環境教育の一助とする。平成21年度に実施した3園(地球温暖化対策事業)の実績を考慮し、残る59園についても平成24年度までに順次芝生化を実施する。	オ	平成21年度の事業(地球温暖化対策課)を引き継ぎ、平成22年度から24年度にかけて全園の芝生化を図り、維持管理についての検討を平成22年度に行う。	0.3			1			保育課 保育環境整備室	オ-6			
104	民間保育所等運営事業	民間保育所運営事業	5,230,870	A								3	民間保育所において、保育を必要とする児童の保育を委託するための経費である。	カ	待機児童の解消に向け、当該事業を継続させる必要を認める。	1.1			1		1	保育課	ク-1			
105	民間保育所等運営事業	保育所併設型子育て支援センター事業	193,085	C			1					4	保育所を地域の子育て中の親子に開放し、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導や、子育て親子の交流の場を設置することで、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。	カ	保育所における地域の子育て支援機能の維持及び向上に努め、事業内容の周知を行い、利用率の向上を図る。	0.1			1		1	保育課	ケ			

担当局 子ども未来局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3
106	民間保育所等運営事業	民間保育所等運営費補助金	309,118	C			1				1			4	施設の運営改善と児童・職員の処遇改善を図る。	カ	民間保育所の運営改善と、児童や職員の処遇改善を今後も行っていくため、事業を拡大していく。また、民間保育所に対して支出する他の補助金と統合することにより、事務の効率化をはかることができるか検討を行う。	0.4			1		1		保育課	オ-5
107	民間保育所等運営事業	民間保育所運営資金貸付金	49,000	C							1			5	民間保育所の運営の安定を図るため、施設運営に必要な資金を6,000千円を限度として貸付ける事業です。毎年6月に貸付、当該年度3月に償還するもの。	エ	他の部署の貸付制度が利用できるか検討する。	0.1			1		1		保育課	オ-9
108	民間保育所等運営事業	特別保育事業費補助金	749,271	C			1				1			4	延長保育・一時保育等多様な保育ニーズに対応するため、民間保育所が行う各種特別保育事業を支援することを目的として、市単独補助金、国庫補助金を支出する。	カ	民間保育所における多様な保育サービスを今後も維持し、推進していくため、事業を拡大していく。また、民間保育所に対して支出する他の補助金と統合することにより、事務の効率化をはかることができるか検討を行う。	0.4			1		1		保育課	ク-1
109	民間保育所等運営事業	保育所親支援推進事業	2,500	C									1	4	親の養育能力向上を図るため、民間保育所での親支援の取り組みを促進する事業で、埼玉県における平成21年度から23年度までの3カ年事業。	キ	平成23年度以降、埼玉県が行う事業は終了。	0.1	0.0	0.0	1		1		保育課	キ-2
110	民間保育所等運営事業	病児保育事業	43,876	C	1		1							3	保育所に通所中の児童が病気又は病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、医療機関又は保育所に併設された専用スペースで一時的にその児童を預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する。	カ	病気により一時的に集団保育が困難な児童について、受入れ施設がなくなってしまうことがないように、引き続き事業を継続する必要があるため、現在病児保育室が設置されていない区への設置を今後も推進していく。	0.1			1		1		保育課	ク-1
111	民間保育所等運営事業	トワイライトステイ事業	4,500	C			1				1			4	保護者が夜間に不在となり、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、その児童を一時的に保育する事業を実施する児童福祉施設に助成をすることにより、児童福祉の向上を図ることを目的とする。	ク	一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業との統合が可能かどうか検討したが、その事業はトワイライトステイ事業の補完的な要素であるため統合はできない。	0.1			1		1		保育課	ク-1
112	民間保育所等運営事業	認可保育所研修事業補助金	3,150	C							1	1		4	民間保育所の常勤職員が、研修事業を実施する団体・企業等主催の外部研修に参加するための受講料を施設が負担した場合に、「安心こども基金」を活用し補助することにより、研修機会の促進を図る。	キ	安心こども基金が終了する平成22年度をもって、事業を終了する。一方で、民間保育所の職員に対し、市が主催する様々な研修への参加を一層促していくことで、研修機会の促進という本補助金の目的の達成を図っていく。	0.1			1		1		保育課	キ-1
113	民間保育所等施設整備事業	認可保育所の整備事業	1,047,196	C							1			4	認可保育所を整備する社会福祉法人等に対して、次世代育成支援対策施設整備交付金又は安心こども基金に基づく補助金及びさいたま市単独の補助金を交付し、保育を必要とする全ての児童が利用できるよう認可保育所整備を促進し、保育所入所待機児童の解消を図る。さらに、保育所併設型の地域子育て支援センターの整備においても、地域の必要性を鑑み拡大していく。	オ	保育所入所待機児童が全国的な問題となっており、その解消のために施設整備を一層推進する必要がある。また、保育の量だけでなく質も高めるために、設置位置、保育内容の向上や多機能化等に対するインセンティブを働かせる仕組みを検討していく。さらに、多様なニーズに対応するための整備方法や制度についても検討していく。	0.5			1		1		保育課 保育環境整備室	オ-10
114	認可外保育施設運営事業	ナーサリールーム・家庭保育室事業	1,552,785	C									1	3	児童福祉法による認可を受けていない施設で、市が独自に定めた基準を満たす施設を認定・指定し、保護者の就労または疾病等により保育に欠けると市長が認めた児童の保育の実施を委託し、併せて助成することにより、児童福祉の増進を図るとともに、保育所の待機児童解消を促進することを目的とする。	カ	待機児童の解消に向け、当該事業を拡大させる必要がある。	0.3	0.0	0.0	1		1		保育課	ク-1
115	幼稚園就園奨励事業	幼稚園就園奨励事業	2,103,898	C			1							4	市内在住の幼稚園児をもつ保護者に、市民税課税額や園児数に応じて補助金を交付することにより、保護者の教育費負担を軽減し、幼児の幼稚園への就園を奨励する。	ク	幼稚園児の保護者の負担軽減と、幼児の平等な教育機会の提供のため、今後も継続していく。	0.7		2.0	1		1		保育課	ケ

担当局 子ども未来局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3
116	私立幼稚園助成事業	私立幼稚園運営費補助事業	132,090	C			1						4	幼稚園の運営に対して補助金を交付し、私立幼稚園の教育環境の維持・向上を図る。	ケ	私立幼稚園の健全な運営により、教育環境の維持、向上を目指すため今後も継続していく。	0.1			1		1	保育課	オ-8		
117	私立幼稚園助成事業	私立幼稚園預かり保育補助事業	91,100	C		1	1						4	保育所持機児童の解消の一助とするため、私立幼稚園で保育時間終了後も延長して園児を預かる預かり保育を実施している幼稚園に補助金を交付する。	カ	子育て支援のため、さらに新たな実施園の参加を促していく。	0.2			1		1	保育課	オ-8		
118	心身障害総合センター維持管理事業	心身障害総合センター維持管理事業	35,090	C	1	1							2	ひまわり学園の施設維持管理及び利用者に対して施設の安全と快適性を確保するとともに、職場環境衛生のために維持管理を行うものです。	オ	委託化できるもの多くは委託化しており、今後は契約の集合化などを検討して、さらに効率化を図っていきたい。	6.0			1	1	1	子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課	オ-10		
119	診療検査事業	診療検査事業	66,923	C	1	1		1	1				2	成長や発達等に心配などがある乳幼児に対する相談を行うとともに、診察・検査を行い、その結果等に基づく総合的診断により、それぞれの障害に応じた今後の治療及び療育の方針を立て、理学、作業、言語聴覚の各療法及び心理指導等による訓練、指導等の療育に結びつけます。	カ	診療の質の向上のためには今後診療検査機器・診療用具・施設環境の拡充や更新が必要である。また、カルテの電子化も時流の中では要検討事項であるため、事業を一層充実させる必要がある。 なお、部内に検討委員会を設置して、施設運営のあり方についての調査・検討を行う。	18.5			1		1	子ども未来局総合療育センターひまわり学園医務課	ク-1		
120	外来療育事業	外来療育事業	21,935	C	1	1		1					2	診察、検査に基づく医師の指示により療育を開始し、それぞれの心身の障害に応じ早期からの療育が受けられるよう、個別、集団的技法を用いて、理学、作業、言語聴覚の各療法や心理指導による訓練、指導等を行うものです。肢体不自由児、知的障害児及び難聴言語障害児以外にも、情緒や行動の障害を抱えている子や、幼稚園、保育園での不適応児など幅広い対応を行っています。	カ	障害を持った方たちが障壁を感じず地域に根ざして生きていくために訓練の日常化や地域への浸透化、一般市民への啓発が必要である。訓練機会を十分に提供し、子供の成長・発達に不安を抱く市民のニーズに対応しきれる事業であり続ける必要がある。 そのためには、これらに加え、施設を分散化させた上での増設が必要と考える。 なお、部内に検討委員会を設置して、施設運営のあり方についての調査・検討を行う。	5.0		3.0	1		1	子ども未来局総合療育センターひまわり学園医務課	ク-1		
121	肢体不自由児通園施設管理運営事業	肢体不自由児通園施設管理運営事業	27,541	C	1	1							2	肢体不自由児通園施設「つばみ園」(定員40人)を運営する事業で、親子通園を基本とし、訓練指導時間の中で、理学療法、作業療法、言語聴覚療法による指導を行うとともに、健康管理や生活指導、食事指導、保育設定指導を通して通園児の機能の向上及び発達を促す。	オ	部内に検討委員会を設置して、施設運営のあり方についての調査・検討を行う。	17.0		4.0	1		1	子ども未来局総合療育センターひまわり学園育成課	ク-1		
122	知的障害児通園施設管理運営事業	知的障害児通園施設管理運営事業	3,746	C	1	1							2	知的障害児通園施設「めがき園」(定員30人)を運営する事業で、親子通園を基本とし、訓練指導時間の中で、カリキュラムと個々の指導方針に従って、健康管理や生活指導、保育設定指導及び保護者指導を通して通園児の発達と適応を促す。	オ	部内に検討委員会を設置して、施設運営のあり方についての調査・検討を行う。	10.0		6.0	1		1	子ども未来局総合療育センターひまわり学園育成課	ク-1		
123	難聴幼児通園施設管理運営事業	難聴幼児通園施設管理運営事業	4,753	C	1								2	県内唯一の難聴幼児通園施設「わかば園」(定員30人)を運営する事業で、親子通園を基本とし、訓練指導時間の中で、言語聴覚療法による聴能言語訓練や補聴器の管理指導及びコミュニケーション指導、生活指導、食事指導、保護者指導を通して通園児の聴能言語機能の向上と発達を促す。	オ	部内に検討委員会を設置して、施設運営のあり方についての調査・検討を行う。	8.0		2.0	1		1	子ども未来局総合療育センターひまわり学園育成課	ク-1		
124	発達障害児支援事業	発達障害児支援事業	13,516	C		1							1	発達障害のある幼児及び児童が地域生活を円滑に送ることができるよう、発達障害児の診断・検査、発達支援等を実施するとともに、有効的な支援体制及び支援方法を地域にある保育園や幼稚園等の関係者・関係機関へ普及させるものです。	カ	現在、常勤医師、臨時の心理士等で行っているが、マンパワーの不足によりニーズの半分しか達成できていない、質量ともスタッフを充足して、ニーズに応えていきたい。なお、部内に検討委員会を設置して、施設運営のあり方についての調査・検討を行う。	0.5			1			子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課	オ-5		
125	療育センター維持管理事業	療育センター維持管理事業	31,768	C	1	1							2	療育センターさくら草の円滑かつ効果的な管理運営を図り、利用者に対する安全と快適性を確保するため、施設維持管理を行う。	オ	現状では委託可能な業務を民間委託し、経費の節減を十分に図っている。今後も、契約の集合化などを検討し事務改善しながら継続する。	5.5			1	1	1	療育センターさくら草	オ-10		

担当局 子ども未来局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解				
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)			(5)	(6)	(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3
126	療育センター診療所運営事業	療育センター診療所運営事業	27,682	C	1	1		1	1				2	障害児等に対する医療の実施により、傷病の早期発見・改善を図るとともに、他機関と連携した総合的な療育を実施する。	オ	現状で委託可能な業務を民間委託し、経費の節減を十分に図っている。利用者のニーズにあった診療所運営を行うためには、今後も事務改善しながら継続する。	5.0			1		1		療育センターさくら草	ク-1		
127	療育センター外来・地域療育事業	療育センター外来・地域療育事業	9,030	C	1	1		1					2	診療・検査に基づく医師の指示により、それぞれの心身の障害に応じ、個別・集団的技法を用いて、理学・作業・言語聴覚の各療法や心理指導による訓練指導を行う。 また、併せて家族への支援及び保育園、幼稚園等を含めた地域との連携、地域療育を行うものである。	オ	診療報酬請求している施設内での訓練・指導だけでなく、今後障害児及び軽度発達障害児が幼稚園や保育園を利用しながら地域で普通に暮らしていくための支援である地域療育をニーズに合わせて、改善を図り実施していく。なお、部内に検討委員会を設置して、施設運営のあり方について調査・検討を行う。	13.0			1		1		療育センターさくら草	ク-1		
128	療育センター通園施設運営事業	療育センター通園施設運営事業	172,567	C	1	1		1					2	肢体不自由児通園施設「すみれ園」及び知的障害児通園施設「たんぼぼ園」の運営に要する経費。	オ	現状のとおり委託可能な業務を民間委託し、経費の節減を十分に図るとともに、利用者のニーズにあった事務改善を行いながら今後も実施する。	1.5			1				療育センターさくら草	ク-1		

